

## 1 6 介護予防支援

### (1) 居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市から指定を受けて介護予防支援を実施できるようになり、以下の見直しが行われました。

- ① 市長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。
- ② 以下のとおり運営基準の見直しを行う。
  - ア 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
  - イ また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
- ③ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

### (2) 委託連携加算

★対象サービス…介護予防支援（地域包括支援センターのみ）

令和3年度報酬改定により、**介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業所との情報連携等を新たに評価**するため、委託連携加算が新設されました。要件に十分留意した上で、同加算の算定をするようお願いします。

また、本市における委託連携加算の取扱いについては、以下の表のとおりとなります。

なお、**利用者の要介護度認定区分が要介護から要支援に変更**したことにより、ケアマネジメントの提供主体が居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所に変更された場合であって、**介護予防支援業務の一部委託先が当該居宅介護支援事業所の同一ケアマネジャーである場合であっても**、以下の算定要件を満たす場合には、当該加算を**算定することは可能**ですので、ご注意ください。

#### ○算定できる例

1	ケアマネジメントA→ケアマネジメントC→ケアマネジメントA 既に1回目のケアマネジメントAで、委託連携加算を算定、ケアマネジメントCに移行する際、契約を一度解除し、再度ケアマネジメントAを利用した際に、新規の契約を結んで開始した場合
---	---

2	要支援→要支援（委託先の変更） 担当する地域包括支援センターは変わらず、委託先の居宅介護支援事業所が変わった場合
3	要支援→要支援（転居） 転居により、担当する地域包括支援センターが変更する場合
4	要介護→要支援 認定有効期間が満了した翌月から、要支援者として予防給付又は総合事業のサービスを利用した場合

### ○算定できない例

1	ケアマネジメントA→2か月以上介護予防ケアマネジメント費の算定なし→ケアマネジメントA 既に1回目のケアマネジメントAで委託連携加算を算定。その後、2か月以上介護予防ケアマネジメント費の算定をせずに、2回目のケアマネジメントAを開始した場合 (※初回加算と違い、アセスメント・サービス担当者会議を実施し、介護予防サービス・支援計画書を作成した場合でも加算の対象にはならない。)
2	要支援（介護予防支援）→事業対象者（介護予防ケアマネジメント） 認定有効期間が満了した翌月から、事業対象者として総合事業のサービスを利用した場合
3	事業対象者（介護予防ケアマネジメント）→要支援（介護予防支援） 事業対象者の資格を終了し、翌月から要支援者となり予防給付のサービスを利用した場合
4	要支援→要支援（地域包括支援センターの区域変更等で担当包括が変更） 区域変更や地域包括支援センターの新設により担当包括が変更する場合で、利用者の転居等による環境の変化はないため、新規のケアプラン作成はしないという場合 (※ただし、利用者の状態により、アセスメント・サービス担当者会議を実施し、介護予防サービス・支援計画書の作成をした場合は委託連携加算が算定できる)

### （参考）根拠法令等

#### H18 厚労告 129 別表 ハ

注 指定介護予防支援事業所（**地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。**）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該**利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した**

**場合**は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

**H18 老計発 0317001 号他 別紙1 第2の11(5)**

当該加算は、指定介護予防支援事業所（**地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。**）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を算定する。なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。